

会

令和3年 月 日 申請者名

事務局受付印	登録番号	備 考

令和3年8月1日

伊丹商工会議所会員 各位

伊丹市商店街等お買い物券事業実行委員会
伊丹市都市活力部産業振興室

商店街等お買い物券（プレミアム付商品券）事業

～取扱店舗登録のご案内～

平素は、商工業活性化にご尽力いただき誠にありがとうございます。

この度、兵庫県並びに伊丹市からの協調補助事業として、伊丹市内商店街等で使用できるお買い物券（プレミアム20%）を実施することとなりました。つきましては、以下事業概要並びに募集要項等をご確認いただき対象事業者の皆様におかれましては取扱店舗の登録をご検討いただければと存じます。

1. 事業内容 商店街等組織が実施するプレミアム付き（20%）商品券事業

2. 対象店舗 ①伊丹市内商店街等組織

②伊丹商店連合会

③伊丹商工会議所

ただし、②及び③の会員においては、

○本店所在地が伊丹市内の事業者

○個人事業主及び中小企業基本法第2条に規定する中小企業者又は小規模企業者のいずれかに限る

3. 商品券概要 1冊（500円券×12枚綴り）内、共通券6枚、専用券6枚

4. 商品券発行額 115,000冊（総発行額：690,000千円）

5. 参画申し込み 「伊丹市プレミアム付お買い物券 取扱店舗登録申請書 兼 誓約」に必要事項を記入し、運営事務局へFAXいただくようお願いいたします

※市内商店街等組織に加入されている事業者の方は、別途商店街等で参加申し込みの取りまとめを行いますのでそちらからお申込みください。

6. 申込書送付先 FAX：078-391-1143

（お買い物券事業運営事務委託先：株式会社JTB神戸支店）

伊丹市商店街等お買い物券事業 参加店舗募集要項

1 実施事業名

伊丹市商店街お買い物券事業

2 事業の趣旨

新型コロナウイルス感染症による地域商業のダメージを回復するため、商店街等が期間限定のプレミアム付きお買い物券を発行し、消費喚起と地域商業の活性化を図る。

3 実施組織

伊丹市商店街お買い物券事業 実行委員会

対象は市内 17 商店街等組織の全会員、伊丹商店連合会（※）、伊丹商工会議所（※）

※本店本所在地が市内の場合を除き、中小事業者以下に限る

4 参加店舗登録期間

契約日から 2022 年 2 月 28 日までとする。

5 基本事項

- 1) 商品券名 : 伊丹市商店街等お買い物券（買っ得伊丹）
- 2) 購入対象者 : 対象店舗で商品等を購入する者全て（市外在住の方も購入可）
- 3) 販売単位 : 1 冊 6,000 円分を 5,000 円で販売（プレミアム分 20%）
- 4) 商品券内容 : 500 円×12 枚を 1 冊とする（内 3,000 円分は専用券のみの利用とする）
- 5) 販売上限 : 1 世帯 1 住所 15 冊までとする。
- 6) 販売期間 : 2021 年 10 月 25 日(月)～2021 年 11 月 15 日(月)
- 7) 販売方法 : 広報同時配布チラシでの事前申込形式の抽選販売
販売場所での現金との引き換え
一次販売で大幅な売れ残りが発生した場合は、追加販売を予定
- 8) 販売場所 : 郵便局 市内約 20 ヶ所（7/15(木)現在の予定）
※販売時間は上記販売箇所の営業日・営業時間に順ずる
- 9) 利用期間 : 2021 年 11 月 1 日(月)～2021 年 12 月 31 日(金)

※緊急事態宣言発令時は 1 ヶ月延長

- 10) 参加資格 : 加盟店舗として各組織を通じ、登録を行った店舗

- 11) 留意事項 : 専用券の対象となる業種

（誓約事項） ⇒スーパー、コンビニ、ドラッグストア、家電量販店等を除く店舗

購入後の商品券は現金との引き換えは行わず、つり銭の支払いは行わない

・出資や債務の支払い(振込代金、振込手数料、税金、電気・ガス・水道料等)

には使用ができない

・有価証券、金券、商品券(ビール券、清酒券、おこめ券、図書カード、店舗が独自発行する商品券等)、旅行券、乗車券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものには使用ができない。

・たばこ事業法（昭和 59 年 8 月 10 日法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規する製造たばこには使用ができない。

・当せん金付証票法（昭和 23 年法律第 144 号）第 2 条に規定する当せん金付証票（宝くじ）及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成 10 年法律 63 号）に抵触するものには使用ができない。

- ・ その他、国・県・市などからの各種要請や実行委員会・商工会議所を含む各店舗の所属組織の指示に従うこと

6 事業実施スケジュール

2021 年 8 月 16 日	参加店舗一次集約 一次集約以降も随時参加登録は可能とする 全戸配布用の広報ツールに掲載をする期限とする
2021 年 9 月中旬～	市民全戸配布（キャンペーン告知、申込方法）
2021 年 10 月中旬～	市民への当選通知発送
2021 年 10 月下旬～	商品券の販売開始
2021 年 11 月 1 日～	商品券の利用開始
2021 年 11 月中旬	商品券の販売終了
2021 年 12 月 31 日	商品券の最終利用日（予定）

7 応募方法

1) 各商店街、商店連合に加盟している店舗について

各組織が取りまとめを行い、一括で J T B に書類またはデータの提供を行う。

① 2020 年実施の 7 商店街に参加した組織

→不参加・新規参加店舗情報を J T B に提供

② 2020 年に単独団体で実施した組織

→必要な情報（別紙の申込書を参照）がある場合は J T B にデータまたは書面にて情報提供
必要な情報が揃っていない場合は別紙の申込書を各商店街で取り纏めて J T B へ提供

③ 今回初参加の団体

→商店街内で申込書を集約し J T B に提出

商工会議所の会員について

① 加入済み会員

→申込書を申込店舗から直接 J T B に提出（F A X : 078-391-1143）

②新規の会員

→商工会議所へ申込店舗から問い合わせ。加入手続きを行った上で、商工会議所から J T B へ情報の提供
複数の組織に加盟している店舗については下記の優先順位で申込先を選定する。

1. 各商店街組織 2. 商店連合会 3. 商工会議所

なお、複数の商店街組織に加盟している場合は双方連絡を取り合い、各商店街の会長もしくは集約を行う方と情報共有をしておくこと

各店舗に対する参加可否の判断は各店舗の所属組織並びに伊丹市商店街お買い物券事業実行委員会が行うものとする。

申込書の記載方法、各商店街代表者からの問い合わせは下記の連絡先とする。

T E L : 0 1 2 0 - 9 4 5 - 2 0 7 F A X : 0 7 8 - 3 9 1 - 1 1 4 3

（株）J T B 神戸支店 担当：木村、真継、小山（平日：9：30～17：30、土日祝・年末は休み）